

IEEJ NEWSLETTER

No.116

2013.5.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント
1. エネルギー政策関連
 - ① 総合部会第 2 回会合でのエネルギー政策見直し議論
 - ② 原子力新規制基準と再稼動見通しを巡る課題
2. 欧州議会、EUETS 改正案を否決
3. 頓挫したドイツの再エネ賦課金抑制策
4. 日本向け新規天然ガス供給源としての米豪露
5. 中国ウォッチング：米中気候変動共同声明について
6. 中東ウォッチング：内部対立が進む中東・北アフリカ諸国
7. 米国ウォッチング：動き出す米国のクリーンエネルギー外交

0. 要旨 — 今月号のポイント

1-① エネルギー政策関連：総合部会第 2 回会合でのエネルギー政策見直し議論

4 月 23 日に開催された総合資源エネルギー調査会・第 2 回総合部会では、安価で安定的なエネルギー構造の実現に向け、LNG 調達コスト低減や高効率火力発電技術の推進等が議論された。また福島の廃炉やバックエンド、安全性向上等に関する原子力政策の現状が紹介された。

1-② 原子力新規規制基準と再稼動見通しを巡る課題

原子力規制委員会では 7 月 17 日までに福島事故の教訓を反映した新規規制基準を制定し施行する見通しである。事業者は国際的にも厳しい新基準案に対応中であるが、規制庁側の要員に限りがあるため再稼動には時間を要する可能性が高い。

2. 欧州議会、EUETS 改正案を否決

欧州議会は 4 月 16 日に EUETS のオークション規則改正案を否決し、EUA 価格は過去最低を記録した。EUETS 市場に対する取り組みについては様々な考え方が厳しく対峙しており、EUETS の役割も含め、今後の EU における地球温暖化対策の展開は予断を許さない。

3. 頓挫したドイツの再エネ賦課金抑制策

ドイツの再エネ賦課金抑制策が頓挫した。FIT 遡及値下げを含む提案が再エネ産業の利益を反映しがちな参議院で否決されたためである。この状況下、ドイツでは更なる賦課金上昇が懸念される。太陽光産業の雇用が減少し、EUETS 市場が低迷する中で、賦課金負担の意義が問われる。

4. 日本向け新規天然ガス供給源としての米豪露

日本企業による米国 LNG プロジェクトへのコミットメント量は 1,470 万トン/年に達した。豪州新規 LNG プロジェクトは高コスト体質が課題である。活発化するロシアの天然ガス輸出計画の動きを睨み、日本は LNG のみならずパイプラインガス輸入を真剣に考慮すべき時期に来ている。

5. 中国ウォッチング：米中気候変動共同声明について

4 月 13 日、米国のケリー国務長官が訪中し、両国政府は「米中気候変動に関する共同声明」を発出した。CO₂の二大排出国が協力して温暖化防止に取り組むことは、温暖化問題解決にとっても朗報である。今後の両国協力の着実な進展を期待したい。

6. 中東ウォッチング：内部対立が進む中東・北アフリカ諸国

分派主義や内部対立の激化によって地域の不安定は拡大している。シリアとイラクをめぐるテロに対する警戒も高まっており、バハレーンはシーア派住民の「覚醒」につながる動きを徹底阻止している。中東和平とイラン核問題に進展は見られない。

7. 米国ウォッチング：動き出す米国のクリーンエネルギー外交

シェールガス増産による天然ガス利用拡大で温暖化ガス排出が低下する米国では、気候変動問題をめぐる動向にも変化が見えつつある。今後米国のエネルギー外交において、クリーンエネルギー分野の重要性が高まる可能性も踏まえた日米協力の強化模索が必要であろう。

1. エネルギー政策関連 :

① 総合部会第 2 回会合でのエネルギー政策見直し議論

4 月 23 日、エネルギー政策の見直しを議論する総合資源エネルギー調査会総合部会の第 2 回会合が開催された。今回の会議ではまずエネルギーの「生産・調達」に焦点を当て、事務局から課題の整理を行った上で、安価で安定的なエネルギー供給構造の実現が重要、との論点が示された。その上で、米国からのシェールガス由来の LNG 輸入を始めとした天然ガス調達コスト低減や、環境アセスメントの迅速化、技術開発の更なる推進、発電所新增設・リプレース時の効率性・透明性向上（原則入札化）からなる高効率火力発電推進の方針が示された。

これに応じて多くの委員から、現在の日本では化石燃料消費増大・価格高騰に伴う国富の流出が深刻な問題であると強調され、円安の進行によりその深刻さは益々高まっているとも指摘された。同時に、米国からの LNG が極端な安価で調達できるとも限らず過大な期待は禁物であるという点、火力発電の推進は温室効果ガス排出削減対策と整合的であるべきという点などについても注意が必要との指摘もあった。また、「安価」「安定」に加え「安心」「クリーン」という視点も必要、との指摘もあった。

次いで事務局から原子力政策の現状が紹介された。即ち、福島廃炉に向けては中長期ロードマップの改訂等の取組が進められていること、バックエンドの問題については原子力部会の下に新たに放射性廃棄物小委員会を設置して 5 月より議論を開始すること、安全性については新たな規制の枠組みのもとで米国のシステムも参考にしつつ向上が図られていること、などが説明された。

これに対し多数の委員が、原子力に係る人材・技術の基盤維持の重要性を指摘、そのためにも国が明確な方針を固め、若い世代が誇りをもって取り組んでいくことができる風土を作ることが必要、との意見を表明した。バックエンドについては、政府・自治体・関係企業など当事者間の信頼を醸成し、国が総力を挙げて取り組むべきとの指摘があった。一方、原子力全体の問題として自治体の位置づけの重要性に関する指摘もあった。5 月開催の小委員会については、従来本件で議論してきた委員とは別に、より幅広い議論のため新たな観点・意見を持つ人の参加が必要との見方も述べられた。

最後に、電力システム改革及び電力需給検証小委員会の状況について事務局より報告があった。会議途中より出席した茂木大臣は、事務局の提示した各論点を改めて強調した上で、かつての日本が二度の石油危機を乗り越えその過程で省エネルギー技術の飛躍的な向上を達成したように、現在の危機も前向きに乗り越えるよう取り組みたい、との意見を表明した。次回は省エネルギー及び再生可能エネルギーについて議論を行う予定となっている。

(計量分析ユニット 需給分析・予測グループ 研究主幹 松尾 雄司)

1-② 原子力新規制基準と再稼働見通しを巡る課題

4月4日、原子力規制委員会(NRA)内の検討チームは「発電用軽水型原子炉施設に係る新規制基準骨子案」をとりまとめた。4月10日、NRAはこの骨子をベースとした新規制基準の条文案を第2回定例委員会にて公表し、パブリックコメント(パブコメ)募集を開始した。このパブコメの募集期限は5月10日である。それ以降NRAでは送付されたコメントを新規制基準の検討チーム等を中心として議論し、7月17日の施行期限までには新規制基準を制定し、施行するものと予想される。

一方、新規制基準施行に先立ち、一部の原子炉について新基準への適合性を検討することが4月17日の第3回定例委員会にて決定し、それに基づき、4月19日に「第1回大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合」が開催された。同評価会合では6月下旬を目処に評価結果をまとめ、重要な問題が無いと判断されれば大飯3・4号機は次の定期検査に入る9月上旬まで運転継続が認められる見通しである。

新規制基準と再稼働を巡るポイントは2点ある。1点は新規制基準の工学的合理性に係るものであり、もう1点は再稼働時期との関係である。新規制基準の骨子は既に固まっており大きな変更の余地はなく、今後は細かな条文の修正が主な作業となるとの予想も多い。これまで事業者だけでなく国内外の有識者から相次いだ「工学的判断を考慮せず、ゼロリスクを追求しすぎ」との指摘は骨子策定にあたり結局反映されなかったことから考えて、新基準にも反映されるとは考えにくい、との見立てである。敷地内活断層の定義を、従来のものより広げ、12-13万年前以降に動いていないと確認できない破碎帯については40万年前に遡って調査すること、難燃性ケーブルへの交換を義務付けられたこと、東京電力福島第一原子力発電所と同型の沸騰水型軽水炉についてはフィルター・ベントの設置を義務付けられたこと等、事業者は、国際的に見ても厳しい対応を迫られている。しかし、原子力発電の位置づけや再稼働の重要性を鑑み、新基準制定までの時間の中で、関係者がしっかりコミュニケーションを取り、透明性を持った議論を進めて、合理性のある基準制定に向けたぎりぎりの努力を進めていくことが望まれる。

新基準への適合性を評価する要員の確保も大きな課題である。現状の原子力規制庁では技術に詳しい職員数に限界があるため、NRAでは一度に審査できる案件は3件までとしている。審査1件あたりどの程度の時間を要するかも全く見通せないため、電気事業者側が申請準備を完了していても再稼働までには数年以上かかるケースも起こりうると予想される。要員不足といった問題から再稼働が遅れるような事態を可能な限り防止するためにも、また限られた時間で工学的合理性に基づく評価を効率的に進めるためにも、規制に関わる人材の拡充が強く望まれる。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

2. 欧州議会、EUETS 改正案を否決

欧州議会は 4 月 16 日に開催された本会議で、欧州委員会が提案していた EUETS のオークション規則の改正案 (いわゆる backloading) を賛成 316、反対 334、棄権 60 で否決した。この結果、改正案は再度委員会での議論に戻され、修正案が議論されることとなった。

改正案は、景気後退により排出枠の需要が減少し、排出枠に大量の余剰が発生したことによる EUA 価格低迷への短期的な梃子入れ策として欧州委員会が提案していたものである。しかし、欧州議会が僅差で改正案を否決したことで、EUA 価格は 2.63 ユーロ/トン (二酸化炭素換算) と前日比で 43%低い過去最低水準まで下落した。これを受けて、欧州委員会のヘデゴーク気候変動問題コミッショナーは、EUETS 制度をより強固にするための取り組みを継続する意志を表明した。しかし、一部の専門家からは当該計画は政治的に葬られたものとなり、当面の EU 気候変動対策において、EUETS は重要な役割を果たすことは出来ない、との指摘もなされるなど、先行きは混沌としている。

本改正案を巡っては、エネルギー供給サイドと需要サイドの企業で大きく考え方が異なっている。シェルは議会採決に先立って新聞 1 面を使って導入を促す広告を掲載した。このように、石炭から天然ガスへの転換を促すにはより高位の炭素価格が必要であるとする電力やエネルギー産業は、改正案を強く支持している。一方、エネルギー多消費産業を中心とした需要サイドの企業は、安価なシェールガスが利用可能な米国との競争条件を更に悪化させる可能性があるなどとして、反対姿勢を堅持している。関連業界団体、BUSINESSEUROPE は、声明で「ETS は必要だが、政治的介入は必要ない」と述べた。現状の国際的な競争条件に配慮しない規制当局による市場への介入を問題視している姿勢とも読み取れる。

改正案に対する姿勢で特に注目されたのがドイツである。ドイツでは、EUETS におけるオークション収入を温暖化対策向け基金として組み込んでおり、現状の EUA 価格の低迷により大幅なオークション収入の減少が見込まれ、政策への予算措置に対する影響が懸念されている。他方で、EUA 価格上昇による産業界への影響を回避すべきとの考えも強く、政府内部での意見は二分されている。この様に、今回の改正案を巡る加盟国や関係業界の姿勢は、地球温暖化対策と経済問題をどうバランスさせるのかについて、様々な考え方が厳しく対峙していることを明確に示している。そのため、EUETS をはじめとする今後の地球温暖化対策 (2020 年以降の目標設定を含む) がどういった展開をみせるのか、予断を許さない状況にあると言えよう。

(地球環境ユニット 担任補佐・研究理事 工藤 拓毅)

3. 頓挫したドイツ再エネ賦課金抑制策

ドイツで再生可能エネルギー（以下、再エネ）導入に伴う賦課金の負担抑制対策が頓挫した。賦課金とは、優遇価格で買取られる再エネ電力の割高分を一般電力消費者に負担させるものだが、それが前年比 5 割近く上昇して批判を浴びるようになったため、環境大臣と経済大臣が 2 月半ばに抑制案を共同提案していた。この提案は、FIT のレート（Feed in Tariff：再エネ電力の優遇買取価格）の引き下げや電力多消費企業に対する賦課金減免措置の見直しなどを通じて 19 億ユーロ（2400 億円）を捻出し、賦課金上昇に歯止めをかけようというものだった。実現すれば、来年の賦課金を今年と同額に据え置き、それ以降も毎年 2.5% の上昇にとどめることができる。しかし 4 月 22 日、これが連邦参議院（Bundesrat）で否決された。

連邦参議院は州政府の代表で構成されており、地元を抱える再エネ産業を擁護する傾向が強い。これまでも FIT の下方修正などが提案されるたびに強い抵抗を示してきた。また、参議院では再エネ推進に意欲的な社会民主党や緑の党が優勢であることも、提案への反対姿勢を助長した。

更に、上記の共同提案に過去導入分にさかのぼっての FIT の遡及削減案が含まれていたことも、提案否決の材料となった。原案は既存設備を対象に、2014 年単年に限って FIT を 1.5% 引き下げるもので、これだけで 3 億 5 千万ユーロ（450 億円）のコスト削減を見込んでいた。賦課金減免措置見直し案の方はむしろ野党の指示を得ただけに、遡及削減に対する反発の強さがわかる。

買取り条件の遡及的改悪は既存のプロジェクトの採算性をリスクに晒す上、対象分野への投資意欲を著しく削ぎかねない。2010 年、スペイン政府は FIT の対象となる発電総量に遡及的に上限を設け、大きな批判を浴びた。更に昨年、同政府は、再エネを含む全ての発電に対し 7% の課税を導入、今年に入ってから FIT の物価連動調整に使われる消費者物価指数の構成要素から食料と燃料を一方向的に除外して、FIT の上昇を抑制するなど、不公正な政策を打ち出し、内外の発電事業者から訴訟を起こされている。再エネの大量導入を政策目標に掲げながら、投資の抑制に繋がる施策をとろうとすると同時に、スペインやドイツでの困難な状況と政府の手詰まり感がにじむ。

今回の連邦参議院での共同提案内容の否決によって、9 月の選挙までは有効な賦課金対策を取ることはできない、と見られる。その結果、来年の更なる賦課金上昇が懸念されるようになっている。ちなみに、この 3 月、独立送電会社 50Hertz は 14% の賦課金上昇見通しを明らかにしている。

折しも発表されたドイツの 2012 年の再エネ関連雇用統計によると、太陽光発電のヴァリュー・チェーン全体にわたって雇用が前年比 20% 以上減少している。欧州排出権市場の歴史的な低迷と相まって、ドイツでは全負担の 4 割が太陽光発電補助関連に由来するという賦課金負担の意義が問われ続ける状況となっている。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星 尚志)

4. 日本向け新規天然ガス供給源としての米豪露

IEEJ Newsletter 先月号において、日本企業による米国からの LNG 調達について、キャメロン及びフリーポートの事例を紹介した。4 月に入り、コーブポイントプロジェクトでも進展があった。住友商事はコーブポイント LNG と 20 年間にわたって 230 万トン/年の LNG を生産する天然ガス液化加工契約を締結した。また、住友商事と東京ガス及び関西電力は、同プロジェクトから東京ガスが 140 万トン/年、関西電力が 80 万トン/年の LNG をそれぞれ購入する基本合意書を締結している。これら 3 プロジェクト (キャメロン: 440 万トン、フリーポート: 800 万トン、コーブポイント: 230 万トン) への日本企業のコミットメント量は合計 1,470 万トン/年に達する。

一方、豪州では、ブラウズ LNG プロジェクトで、人件費高や豪ドル高を受け、投資決定のための必要条件が満たせないとの判断が下された。オペレーターである Woodside は、浮体式液化設備や既存液化設備へのガス供給といった代替開発案を検討するとされている。豪州 LNG プロジェクトの高コスト体質は度々指摘されているが、新規プロジェクトの進捗は引き続き注視する必要がある。

さらに、ロシアからアジア向けの天然ガス供給プロジェクトの動きも活発化している。LNG では、Gazprom 主導のウラジオストクやサハリン 2 拡張、Rosneft 主導のサハリン 1、Novatek 主導のヤマルが計画されている。これらのプロジェクトに関しては、天然ガス供給源やガス輸出主体という点で、ロシア国内で半ば権力闘争化した競争が行なわれており、不確定要素が極めて大きい。

パイプラインガス供給の観点では、ロシアは引き続き中国との交渉を行なっており、今年中に妥結するとする見方もある。中国は既に中央アジアからのパイプラインガス輸入を行なっており、ミャンマーからの供給も今年中に開始される。北朝鮮情勢に伴う不確定要素はあるにせよ、韓国もロシアからのパイプラインガス輸入には前向きである。また、日本でも経済産業省が「産業・エネルギー基盤強靱性確保調査事業」と題する調査事業を今年度に行なう。この事業では、従来進められてきた国内パイプライン整備の議論に加え、輸入パイプラインの可能性・意義に関する検討も含まれていることが注目される。

アジアプレミアム解消、ひいては LNG 安定供給には、供給源の多角化が基本である。米国からの LNG 供給は、供給源のみならず価格決定方式多角化に寄与する。豪州は既に日本向けの最大 LNG 供給国であり、さらに大幅に依存度を高めることには一定の考慮を要する。ロシアからの LNG もしくはパイプラインガス供給は供給源多角化に資するのは米国の場合と同様であるが、パイプラインガス導入は日本国内のガスインフラ整備が喚起されるメリットもある。経済合理性や安定供給を確保出来るのであれば、ロシアからのパイプラインガス導入を真剣に考慮すべき時期ともいえよう。

(石油・ガスユニット ガスグループ マネージャー 森川 哲男)

5. 中国ウォッチング：米中気候変動共同声明について

4 月中旬、米国のケリー国務長官が韓国、中国そして日本を歴訪した。北朝鮮問題への対応を協議するのが主な目的で、関係国が連携して「朝鮮半島の非核化」を求めることで一致した。大きな成果であるが、米中両国に限って言えば、3 月中旬に正式発足した習近平・李克強新指導部と 2 期目のオバマ政権との米中外交をスタートさせた意義が大きい。注目すべきは、両国政府が 4 月 13 日、「米中気候変動に関する共同声明(Joint U.S.-China Statement on Climate Change)」(以下、共同声明)を出したことである。

1 期目のオバマ政権は 2009 年 7 月に、中国とハイレベルの「戦略と経済対話」(S&ED)を開始し、同年 11 月の大統領訪中に合わせ、胡錦濤主席(当時)と「米中連合声明」を出した。その中で、相互尊重・互惠の協力パートナーシップの構築を目指す一環として、気候変動とエネルギー分野における協力強化を謳った。しかし、その後の進展をみると、米 WH 社の第 3 世代原子炉 AP1000 や原子燃料製造設備の対中輸出、シェールガスの資源評価に関する対中協力などが進んだものの、米国が中国製太陽電池や風車に反ダンピング(不当廉売)税と相殺関税を課すなどの事象も生じた。また、温暖化防止のポスト京都枠組み交渉では、CO₂排出大国の中国が参加しない枠組みに参加しないと主張する米国と、米国が先進国として高い総量削減目標を掲げて枠組みに参加すべきと主張する中国が反目し合ってきた。政治面では、クリントン前国務長官が主導した「米国のアジア回帰」が「中国包囲網」の印象を中国に与え、米中間の対立が先鋭化してきた。

こうした中、オバマ政権が 2 期目に入り、中国も新指導部が誕生した。両国関係の再構築を求める機運が高まってきた。そこで白羽の矢が立ったのは、両国のエネルギー安全保障、経済振興、大気汚染防止にも寄与する温暖化防止の協力強化である。もちろん、これは、交渉のタイムフレームが厳しさを増す 2020 年以降の枠組み交渉を意識した行動でもある。

「共同声明」では、温暖化防止に関する多国間交渉と具体的行動における協力は、両国関係を深化させる支柱になり得るとの認識を示したうえで、協力の規模と影響を拡大する必要があるとした。そのために、解振華・中国国家発展改革委員会副主任と Todd Stern・米国気候変動特使をトップとする気候変動ワーキンググループ(WG)を設置し、WG は直ちに省エネや代替・再生可能エネルギーなどにおける協力方式、グリーン・低炭素成長を促進しうる新しい具体的協力行動を確定して、今夏に開催予定の 2013 年 S&ED で、首脳代表に報告しなければならないと規定した。

世界の CO₂排出量の 4 割強を占める米中が協力して温暖化防止に取り組むことは、温暖化問題解決にとって朗報である。今後の両国協力の着実な進展を期待したい。

(客員研究員、長岡技術科学大学教授 李志東)

6. 中東ウォッチング：内部対立が進む中東・北アフリカ諸国

近年、中東全域に広がる分派主義や内部対立が激化し、それが各国における先行きの不透明感を高める要因となっている。米軍撤退から2年余りが過ぎたイラクでは来年に予定される議会選挙の前哨戦となる地方議会選挙が実施された。この選挙はマーレキ政権に対する国内外からの揺さぶりが強まる契機にもなるだろう。

デモ隊と官憲との衝突が絶えないエジプトでは、軍部復権への序章と考えられる「待望論」の浮上と、それに対するけん制が拡大している。経済が脆弱化する中、IMFとの融資合意が遅れているエジプトは、カタールからの資金援助によってたびたびデフォルトの危機を逃れている。国内で関心の高いムバーラク前大統領の差し戻し裁判は、担当判事の審理放棄によって迷走しているが、支持低下が進むムルシ大統領と同胞団が裁判を政治利用しているとの批判も絶えない。

「イラクにおけるアル・カーイダ」は、シリアの「ヌスラ戦線」との統合を発表し、これでアサド体制打倒を目指すイスラーム武装勢力とアル・カーイダの密接な関係が確認された。これは米欧に反体制派への武器支援に関する慎重姿勢を促し、敵対勢力をテロリストと位置づけてきたアサド大統領にも好都合となる。一方、ゴラン高原に展開するイスラエル軍は、シリア側から攻撃を受けた報復にシリア領内へ対戦車ミサイルを撃ち込んでおり、シリア情勢の不安定がいつそう周辺を巻き込む傾向が強まっている。

バハレーン政府は4月10日、レバノンのシーア派組織ヒズブッラーをテロ組織としてブラックリストに加えた。第二次レバノン紛争に際してアラブ諸国に広まった抵抗運動としてのヒズブッラーに対する認知とは一線を画する異例の動きである。過去2年間にわたる反王制民衆運動の高まりを恐れるハリーフア王家が、シーア派住民に対するイラン及びヒズブッラーの影響力浸透を警戒したことが背景にあるものと見られる。

中東和平交渉は、オバマ大統領とケリー国務長官の相次ぐ訪問にもかかわらず再開の兆しが見えない。パレスチナ国家のアッバース大統領との間でくすぶり続けてきた対立の結果、ファイヤード首相が辞任したことは、交渉当事者の分裂に悩まされる中東和平の多元的な問題を物語っている。

4月初旬にカザフスタンのアルマトイで再開されたイラン核協議は、交渉の成果がないまま終結し、昨年同時期に行われた一連の協議と同様に、改めて休止となりそうである。6月の大統領選挙では主として古顔の保守派政治家たちが立候補の意欲を表明していることから、選挙戦は明らかに盛り上がりを欠いている。

(中東研究センター長・常務理事 田中 浩一郎)

7. 米国ウォッチング : 動き出す米国のクリーンエネルギー外交

今年2月には連邦政府債務上限を暫定的に3か月引き上げる法律成立によるデフォルト回避、3月1日には10年間にわたる1.2兆ドルの歳出の強制削減発動など、オバマ政権の財政運営は綱渡りが続いている。その中でオバマ大統領が4月10日に発表した2014年会計年度(2013年10月~2014年9月)の予算教書(総額3兆7,700億ドル)においては、原油・ガス掘削に関する優遇税制措置(約440億)が廃止される一方、再生可能エネルギーの促進に230億ドルを費やすことが提案されている。

今年1月、大統領2期目の就任演説において、オバマ大統領は、改めて米国が気候変動問題について真剣に取り組む必要性に言及している。EIAの発表では、2012年に米国の温室効果ガス排出量は1994年以来最も低い水準となった。その背景として、シェールガスの増産による国内ガス価格の低下がガス火力の普及を後押しし、石炭火力のシェアを低下させつつあることが大きい。

4月9日、オバマ大統領から次期エネルギー省長官として指名された、マサチューセッツ工科大学教授の物理学者、アーネスト=モニツ氏(1998~2001同省副長官)は、上院の正式承認に先立ち、同院エネルギー・天然資源委員会の公聴会に出席した。モニツ氏は、シェールガス開発に関し、水圧破碎に関する環境規制の強化が必要としつつも、再生可能エネルギーが広く普及するまでの期間、温室効果ガス排出の削減手段として、生産量の増大を図る必要性を説いた。

モニツ氏はLNGの輸出について基本的に賛成の立場を明らかにし、原子力の推進についても気候変動対策や核セキュリティ等の観点からの重要性を指摘した。同氏は、共同執筆した「The Future of Natural Gas」報告書(2011年)の中で、「米国のエネルギー安全保障上の利益は同盟国側のエネルギー供給上の懸念に強い影響を受ける」と記している。この点について、ジョン=バラッソ上院議員(共和党、ワイオミング州選出)との議会でのやり取りの中で、エネルギー省は、国務省や国防省と共に、国家安全保障上の利益を考慮しエネルギー政策決定することが必要と述べたところも注目される。

他方、米国では今後、シェールガス増産とクリーンエネルギー普及を結び付ける議論や気候変動交渉におけるイニシアティブ強化を目指す議論が高まっていく可能性が強い。4月中旬、ケリー国務長官は日本と中国を訪問し、それぞれの外相と会談した際、二国間及び多国間レベルにおいて気候変動問題をめぐる協力を強化していくことで合意している。現在、米国本土からの対日LNG輸出時期に関心が集中する傾向が強いが、クリーンエネルギー分野における日米協力の重要性も改めて押さえておく必要があるだろう。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第2グループ マネージャー 伊藤 庄一)